舞鶴市立地適正化計画

2018年4月策定(2024年11月改定)

立地適正化計画とは

人口減少や高齢化が進行する中においても、医療・福祉・商業等の施設や居住をまちなかの拠点に集積し、生活サービスの提供を維持しながら利便性の高い暮らしを送ることができる「コンパクトなまちづくり」を推進するための計画です。

舞鶴市立地適正化計画の理念と目指す都市構造

「コンパクトシティ＋ネットワーク」の形成

～駅を中心とした賑わい拠点形成とまちなか居住推進による
「未来に希望がもてる活力あるまちなかの創生」～

- **西舞鶴駅と東舞鶴駅を中心とした徒歩圏の範囲を都市拠点**と位置付け、まちなかの活性化や賑わい創出に資する施設の誘導、まちなかへの居住の推進に取り組みます。
- ２つの都市拠点を結ぶ基幹的公共交通軸である**JR舞鶴線と東西循環線バス**を活かして、**２つの拠点を１つの拠点のように機能**させます。

都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の各種サービスを誘導・集約し、効率的な提供を図る区域です。

居住誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。人口減少が著しい駅北側を中心に設定しています。

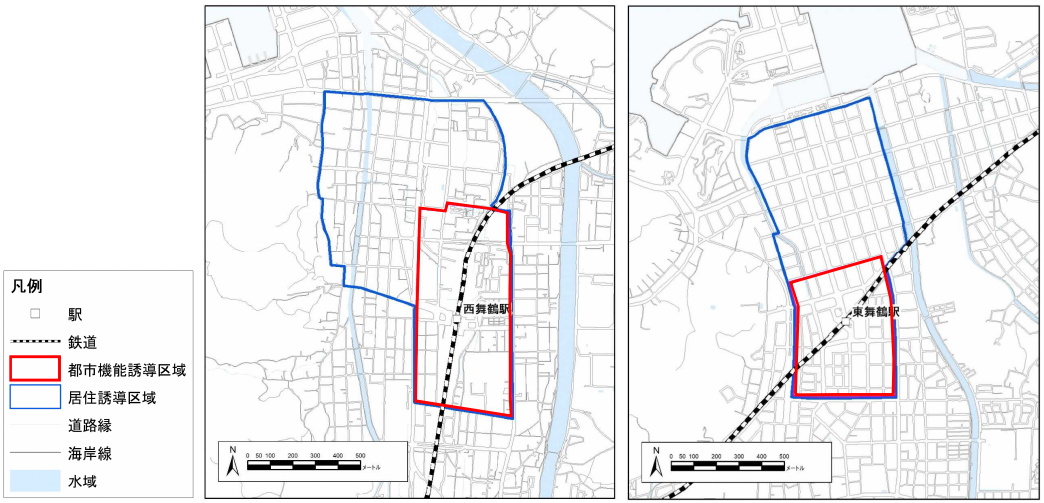

西地区　　東地区

なぜ立地適正化計画が必要なのか

全国的に人口減少や少子高齢化が進展、甚大な自然災害が頻発しています！

今後、本市で想定される課題

生活利便性やまちの活力低下

- 本市では、人口減少や少子高齢化が進展し、約20年後の人口は約５万人までに減少することが予測されています。
- 人口減少や少子高齢化により、空き家や空き地も増加しています。
- このままでは、一定の人口密度に支えられてきた生活サービス施設はさらに減少し、維持することが困難となります。

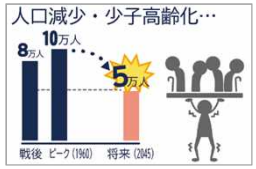

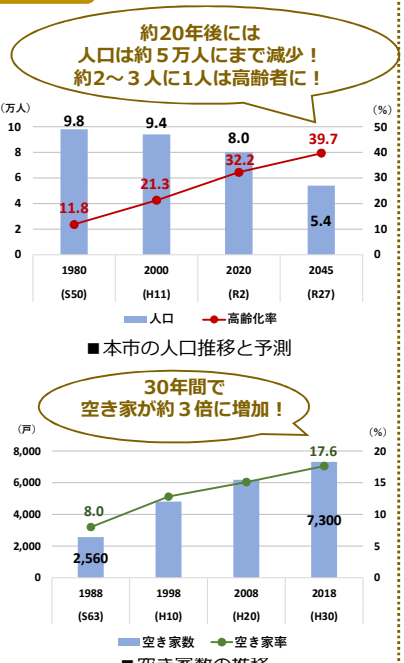

立地適正化計画の策定により期待される効果

利便性が高く誰もが快適に暮らせるまちに！

安全安心に住み続けられるまちに！

空き家や空き地の有効活用、公共交通の充実により、快適で利便性の高いまちを目指します。

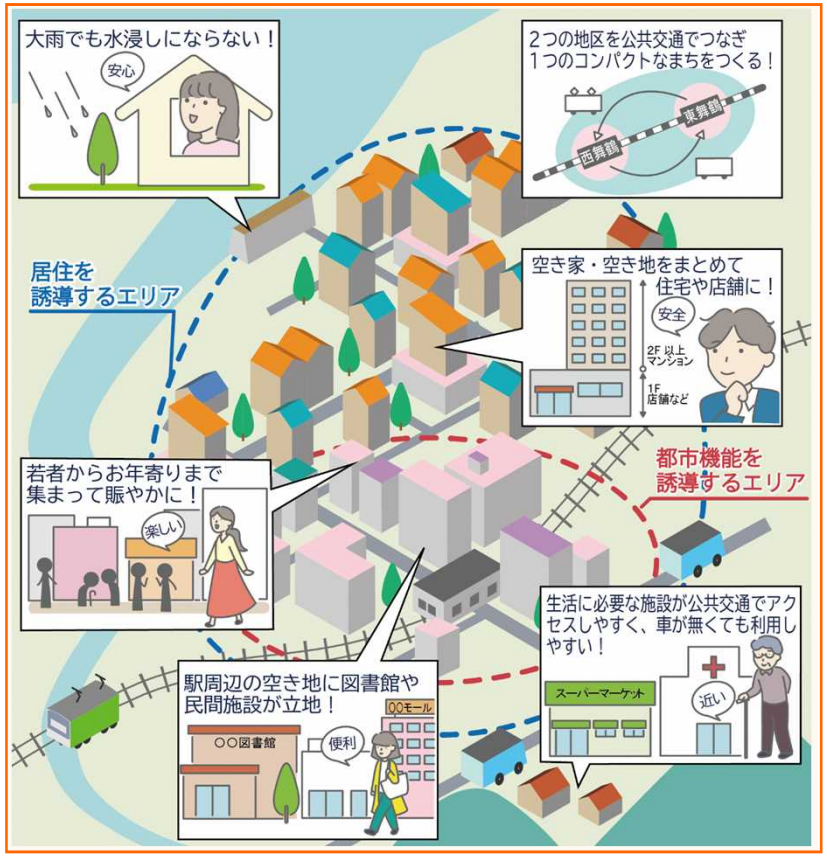

まちなかの人口密度の推移

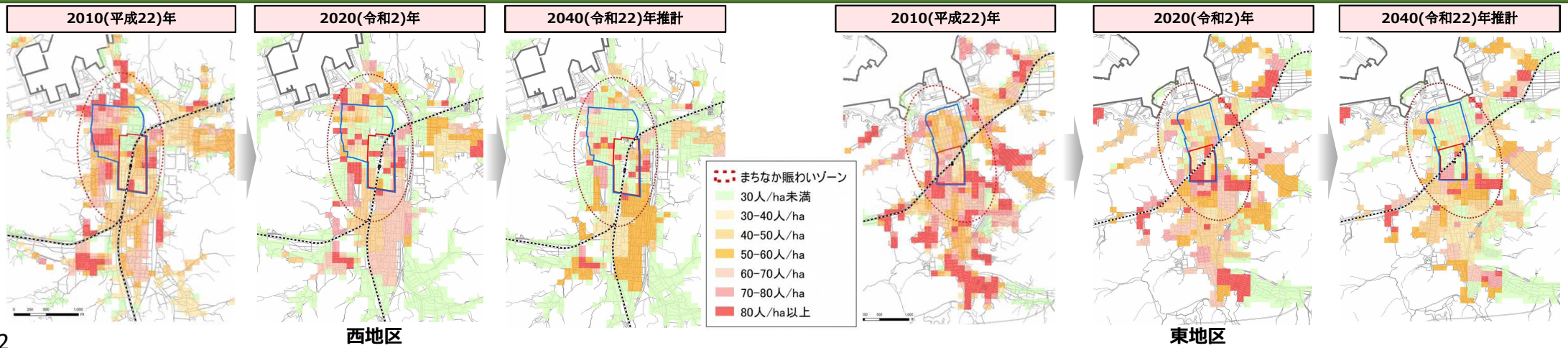

防災指針

「災害に強く、安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」を目標とします。

本市のまちなかは、海が近く山に囲まれた地形から、浸水、土砂災害などの災害リスクがあります。

災害の被害を最少化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えから、ハード、ソフトの両面から総合防災体制の整備を図ります。

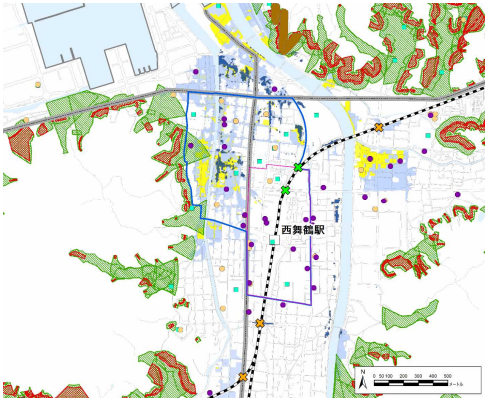

西地区

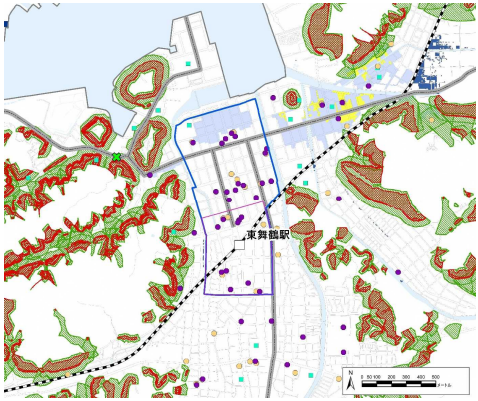

東地区

誘導施策

第7次舞鶴市総合計画の「希望がもてるまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「魅力あるまちづくり」の３つの方向性に基づき、都市機能・居住の誘導に取り組みます。

特に、空き家、空き地等の増加により深刻化する“都市のスポンジ化”に対し、これらの既存ストックの有効活用による『まちなかの再生』の研究に取り組みます。

まちなか再生の鍵となる“既存ストック”の有効活用

～公共施設、空き家、空き店舗、空き地、低未利用地などの既存ストックを
良質な居住環境、魅力的な都市空間の創出に向けて有効活用します～

誘導施設

高齢者はもとより多世代にとって、利便性の高いまちなかを形成するために必要な施設を以下の2種類に分類し、東西共通の誘導施設として設定します。

１）安心して生活するために必要な施設

医療、介護福祉、子育て、商業、金融、行政に係る施設

２）魅力的な居住環境に寄与する施設

交流、文化、観光、娯楽、スポーツ、教育研究に係る施設

人口密度に関する目標値

指　標	基準値	目標値
居住や都市機能の誘導に係る目標 **区域内の可住地面積に対する人口密度**	47.9人/ha ［2020(令和2)年］	47.9人/ha ［2040(令和22)年］

問い合わせ先　**舞鶴市役所　建設部　都市計画課**
〒625-8555　京都府舞鶴市字北吸 1044
Tel：0773-66-1048　　Fax：0773-62-9894